

郵電業第3074号

平成12年9月19日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 浅田 和男 殿

郵政省電気通信局長
天 野 定 夫

指定電気通信設備のアンバンドル等に関して講ずべき措置について

(平成6年10月27日郵電通第134号の2、平成10年11月12日郵電業第150号、平成11年8月12日郵電業第96号、平成12年7月31日郵電技第3011号関連)

端末系伝送路設備等、指定電気通信設備のアンバンドル等に関しては、従来より累次の改善方策を採ってきたところであるが、MDF（主配線盤）接続等の多様な接続形態に対する需要の増進に伴い、これらを円滑に行うための更なるルール整備の必要性が生じてきていることにかんがみ、今般9月12日付けで電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成12年郵政省令第53号）及び指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の一部を改正する省令（平成12年郵政省令第54号）が公布されたところである。

今般の省令改正については、平成12年8月31日に電気通信審議会からこれが適当である旨の答申があったところであるが、同時に別添のとおり、講じられるよう配慮すべき措置が指摘されているところである。これに関しては、下記のとおり貴社において適切な措置を講ずると共に、その講じた内容を報告されたい。



記

- 1 標準的接続箇所における技術的条件の設定及び変更が、新たな技術動向に対応して早期かつ柔軟に行われること
- 2 指定電気通信設備との接続により接続事業者がどのようなサービスを提供するかについては、基本的に接続事業者が決めることであり、その旨を十分に認識すること
- 3 保守区分ごとに接続料を設定する等の接続事業者の要望を可能な限り踏まえた、柔軟な接続料の設定を行うこと
- 4 帯域分割端末回線伝送機能の接続料の原価算定において、利用者料金で回収されるべき費用など、接続と直接関係のない費用が含まれないようにすること
- 5 接続事業者による利用者料金設定の要望に対しては、接続協議において十分柔軟に対応すること
- 6 その他、アクセス回線の利用において貴社と接続事業者との同等性を確保すること



(答申)

平成12年7月26日付け諮問第36号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

本件、電気通信事業法施行規則の一部改正及び指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の一部改正については、以下の事項に配慮した措置を講じた上で、諮問書のとおり改正することは適当と認められる。

なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。

1. 次の措置が指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において講じられるよう配慮すること
 - (1) 標準的接続箇所における技術的条件の設定及び変更が、新たな技術動向に対応して早期かつ柔軟に行われること（別紙考え方2参照）
 - (2) 指定電気通信設備との接続により接続事業者がどのようなサービスを提供するかについては、基本的に接続事業者が決めることであり、その旨を十分に認識すること（別紙考え方5参照）
 - (3) 保守区分ごとに接続料を設定する等の接続事業者の要望を可能な限り踏まえた、柔軟な接続料の設定を行うこと（別紙考え方9参照）
 - (4) 帯域分割端末回線伝送機能の接続料の原価算定において、利用者料金で回収されるべき費用など、接続と直接関係のない費用が含まれないようにすること（別紙考え方11参照）
 - (5) 接続事業者による利用者料金設定の要望に対しては、接続協議において十分柔軟に対応すること（別紙考え方19参照）
 - (6) その他アクセス回線の利用において指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事



業者と接続事業者との同等性を確保すること

2. 光ファイバのアンバンドルについて、速やかに検討の場を設けること（別紙考え方6参照）



電気通信事業法施行規則の一部及び指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の一部を改正する省令案——加入者回線等のアンバンドルについて——に関する意見聴取結果及びそれに対する考え方（抜粋）

考え方 2

標準的接続箇所における技術的条件の設定及び変更は、新たな技術動向に対応して早期かつ柔軟に行われていく必要がある。

考え方 5

指定電気通信設備との接続により接続事業者がどのようなサービスを提供するかについては基本的に接続事業者が決めることであり、MDFによる接続で専用サービスや電話サービスの提供を行うことも可能である。

なお、このような競争の進展の中でのユニバーサルサービスの確保の在り方については、現在当審議会において審議を行っている。

考え方 6

光ファイバのアンバンドルについては、具体的な需要動向も顕われてきており、整備されるべきルールの在り方について、速やかに検討の場を設けるべきである。

考え方 9

保守区分ごとに接続料を設定することは現在も交換伝送機能において例が見られるところであり、接続事業者の要望を可能な限り踏まえた柔軟な接続料の設定を行うことが望まれる。

考え方 11

帯域分割端末回線伝送機能の接続料の原価算定において、東西NTTの施設設置負担金や基本料のような利用者料金で回収されるべき費用など、接続と直接関係のない費用が含まれることがあってはならない。

考え方 19

試験サービスにおいて前提とされたサービスの提供条件が、当然にその後のサービス提供条件の前提となるものではない。指定電気通信設備との円滑な接続のために、接続事業者による利用者料金設定の要望にも接続協議において十分柔軟に対応される必要がある。



